University　ⅰ-①(1)

**産学提携協定書**

※水色が追記部分

〇〇株式会社

〇〇大学

〇〇科

University　ⅰ-①(2)

**産学提携協定書**

**日本国、〇〇株式会社（以下「甲」という）と○○大学（以下「乙」という）は、国際化の進む日本におけるグローバル人材の育成及び人材確保、出入国管理及び難民認定法、並びにその他の関係法令に則り、学生に対する教育効果の向上、及び経済の推進、並びに国際交流と協力を通じた友好関係を深めることを目的とし、次のとおり本協定を締結する。**

第１章　基本的役割

第１条 （目的）

本協定は、乙(大学)の行う「正規」海外実習に参加する学生に対し、教育課程の一部として、大学において修得する知識や教養に資する知識や技術等を、社会実践を通じて修得させることにより、人材育成に寄与することを目的とする。

第２条（協力事業）

甲は、乙に在籍する学生に対して、乙が行う国際化社会で通じる社会人の育成講座として、〇〇分野における専門的知識の習熟及び日本語の語学力の向上、日本文化・歴史・観光・礼儀・習慣・ビジネスマナーに関する「日本教育」に協力する。

また、甲は日本の〇〇産業の経営に関する考え方や、企業内での役割分担のあり方をインターンシップ生（以降「参加学生」という）として行う『職場体験』実習を通して、乙の学生に理解させるとともに、参加学生の将来の職業選択に資する経験を積ませる。

乙は、参加学生の職場体験に対して、〇〇学科の正規海外実習カリキュラムとして、教育課程の一部として参加期間に対して評価及び単位を付与し、または認定を与え卒業の条件とする。

第３条（産学協定の基本）

甲は、日本国〇〇県内において事業展開している〇〇事業に対して、乙に在籍する学生の専攻学部「〇〇科」の学生に向けた「日本教育」を目的として、乙に在籍学生の専攻学部と甲の事業との関連性を確認及び理解した上で、実習カリキュラムを作成し行うこととする。

第４条（甲の役割）

甲は、乙の推薦する参加学生を受け入れ、日本国での参加学生受入期間中の指導・支援等を努力するものとする。

第５条（乙の役割）

乙は、次の各項に対して支援努力するものとする。

（１）優秀な人材の養成に必要な教育課程の編成

（２）教育に必要な教内施設提供

（３）参加学生に対する就業体験の目的意識涵養

（４）就業体験における効果的な学習の事前指導及び事前教育

University　ⅰ-①(3)

第６条（甲乙間の連携）

甲と乙は、安心して安全に参加できる実習環境作りに対して、効果的な職場体験を実施するために互いに連携・協力しなければならない。

第２章　インターンシップ実施計画

第７条(インターンシップの目標)

※ガイドライン記載内容※活動の目標、内容、期間並びに大学における履修科目及び単位との関連性等を明確にすること。

〇〇研修を通して履修科目「〇〇」の単位を取得し、一年間の研修全体を通して履修科目「〇〇」の単位を取得し、研修終了時にインターンシップ研修に関するレポート作成、発表を行うことにより履修科目「〇〇」の単位を取得することともに、座学では学ぶ事の出来ない、きめ細かな行き届いた日本のサービス、日本での日常生活のルールやマナー、社会人としてのルール、母国と違う衛生面・清潔面、これから社会に出て必要な報告・連絡・相談などを実体験で学び、日系企業への就職で求められる語学を含めた日本に対する知識を身に付けることを目標とする。

第８条(インターンシップ生の受入れ・指導体制)

　インターンシップ受入れスケジュールを作成し、遵守する。

　各部署に対応する指導者を配置し、適切な指導を行う。

第９条(インターンシップの評価方法)

※ガイドライン記載内容※各業務ごとの理解度及び習熟度を確認する時期、評価項目、評価方法及び評価担当者(インターンシップ責任者との兼任可

各部署の指導者が指定の評価表を用いて3カ月毎に評価を行い、評価最終月には指導員立ち合いで研修内容の確認を行い、評価する。

　指導員が行った評価をインターンシップ責任者が確認し、乙へ報告する。

第１０条(シフト制の必要性・指導体制)

指導員を適切に配置する為、シフト制とする。

第３章　実習における実施体制、期間、場所、内容、生活補助等及び事故への対応

第１１条(インターンシップ責任者の選任)

次に掲げる事項を統括管理するインターンシップ責任者を選任する。

1. 外国の大学との間の契約に関すること
2. インターンシップの実施計画の作成及び評価に関すること
3. インターンシップ生の受入れの準備に関すること
4. インターンシップ生の生活支援及び保護に関すること
5. インターンシップ生の労働条件、安全及び衛生に関すること

University　ⅰ-①(4)

1. インターンシップ生からの相談・苦情への対応に関すること
2. 地方出入国在留管理署及びその他関係機関との連絡調整に関すること
3. その他適切な支援に関すること

第１２条(インターンシップ指導員の選任)

　常勤の役員又は職員であって、インターンシップ生が従事する業務について1年以上の経験を有するインターンシップ指導員を選任する

第１３条（実習期間）

日本での実習期間の基本は下記コースとなるが、入国時期や在学している大学の行事などにより実習期間は変動することがある。

◇コース名：**〇〇**学科**〇**年コース

第１４条（実習場所）※受け入れ期間に複数事業所がある場合にはインターンシップを実施する事業所の名称と所在地の記入が必要

主たる実習場所は、甲の経営している事業所又は甲が業務提携及び業務依頼されている事業所とする。

第１５条（実習内容）

甲は、甲の経営する〇〇事業の事業所で、乙の大学で〇〇学科に所属する学生の専攻に関連した職場体験実習及び、卒業後社会に出て役立つ日本のビジネスマナーや日本人の国民性などを理解する為の実習カリキュラムも同時に提供する。前者では、日本における乙の事業内容の理解から実際の業務をOJTで行う。後者では、日本伝統文化、環境対策危機管理、品質管理、マーケティング戦略、礼儀作法・日本の慣習・文化などを学び、実習場所以外での各講習会・交流会・ボランティアなどの特別講習に関する細かな研修プログラムを甲・乙協力の下で準備し行うこととする。また、乙は参加した学生に対して定期的な実習レポートの提出を行うこととする。

１　社内実習では以下のカリキュラムを構成する。

　　（１）オリエンテーション（事前研修）

（２）会社概要及び事業内容の理解

　　（３）実習時における規則及びルールの理解

　　（４）部門別業務の理解及び実践

　　（５）参加学生の成果報告（事後研修）及び実習に対する評価

２　課外実習では以下のプログラムとし、甲乙協力の上で取り進めるものとする。

（１）実習外交流

（２）文化体験

（３）歴史・文化・観光学習

（４）文化・企業講座

（５）地域交流・ボランティア

３　乙の参加学生は実習レポートの提出を行うものとする。

University　ⅰ-①(5)

第１６条（生活補助）

甲は、学生に対して安心して実習を行うための住居の確保を約束し、安心して生活できる

ための補助及び支援を行うこととする。

また、甲は、日本での生活に必要な役所手続きや空港への送迎の他、甲が必要と思われる事務所以外での職場体験実習の移動にかかる交通費は全て負担し、実習に必要な制服については、一部を除き無料提供とする。

第１７条（実習期間中の報告）

※ガイドライン※インターンシップ実施状況について大学に報告させることとしており、受入れ機関におけるインターンシップ実施状況に関する大学への報告について、報告の時期及び報告すべき事項が明確であること。

甲は、インターンシップ実施状況や評価結果に関する報告書を作成し、3カ月毎に乙へ報告するものとする。

インターンシップの終了後、3年間報告書を保存する。

第１８条（実習中の事故対応）

１　実習中に学生自身の不注意で傷害を負った場合は、学生が加入する海外傷害保険（以下「保険」という）の範囲内において補償するものとする。

２　乙は、参加学生が母国を出国するまでに必ず保険に加入させることを条件とする。

第１９条(旅費負担者)

　１　往復旅費は学生が自己負担する。

　２　日本国内における移動旅費は甲が負担する。

第３章　実習中における遵守事項

第２０条（秘密守秘義務）

１　参加学生は、実習中に知り得た甲の業務上の秘密を第三者に洩らしてはならない。実習終了後も同様とする。

２　前項に関して、学生は別添の誓約書の提出をするものとする。

３　乙は、第１項に関して実習中及び実習終了後、学生に適宜指導するものとする。

第４章　その他

第２１条（協定期間）

本協定書の有効期間は、契約締結日より２年間とする。

契約期間の基本は、今回手続を行いインターンシップに参加する「**〇〇**学科」の学生に対しての日本滞在の参加期間中を有効期間とする。

University　ⅰ-①(6)

第２２条(解除)

　甲又は乙は、相手方がその責に帰すべき事由により本協定上の義務を履行しない場合は、相手方に相当の期間を定めて書面による催告を行い、なお履行がないときには、本契約を解除することができる

第２３条（その他協議事項）

本協定書に対する解釈上の差に対しては相互協議の上解決し、本協定書に定めのない事項と共同協力事業の遂行に必要な詳細事項等については、甲乙協議の上定めるものとする。

以上、甲・乙は本協定締結を証して協定書２部を作成し記名押印の上、それぞれ１部を保有する。

2020年　**〇〇**月　　**〇〇**日

乙）

　　大学名：

　　　　　　大学

　　住　所：

　　代表者：

　　　　　　　　　　　　サイン　　　学校印

甲）

　会社名：日本国

　　　　　　○○株式会社

住　所：〒000-0000

　　代表者：

代表取締役社長　　　　印